

宮ヶ瀬湖畔園地内共用施設の管理に関する協定書

宮ヶ瀬湖畔園地（以下「湖畔園地」という。）の施設管理者である神奈川県丹沢公園管理事務所長（以下「甲」という。）と宮ヶ瀬やまなみセンターの施設管理者である神奈川県水資源対策室長（以下「乙」という。）、宮ヶ瀬湖カヌー場の施設管理者である神奈川県教育庁スポーツ課長（以下「丙」という。）、宮ヶ瀬湖水の郷交流館の施設管理者である清川村長（以下「丁」という。）及び公共施設等の維持管理業務を行う財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長（以下「戊」という。）は、湖畔園地内の施設のうち、甲が所有し、甲、乙、丙、丁が共同で使用する電気、水道及び下水道の各幹線施設（以下「共用施設」という。）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湖畔園地内の公園諸施設、宮ヶ瀬湖カヌー場施設、宮ヶ瀬やまなみセンター施設及び水の郷交流館施設の各施設（以下「専用施設」という。）が一体の集合施設として電気、水道の供給及び汚水排水を行うよう幹線整備されていることから、共用施設を円滑に維持管理するために必要な事項を定めるものとする。

（供用施設の範囲）

第2条 共用施設の範囲は、次のとおりとする。

電 気	及沢第一変電所、及沢第二変電所、小中沢変電所 高圧幹線ケーブル
水 道	小中沢配水池（受水槽 滅菌装置 圧力ポンプ） 配水管幹線
下水道	小中沢汚水ポンプ場 及沢汚水中継ポンプ場、及沢汚水ポンプ場 汚水管幹線、マンホール

（共用施設の管理）

第3条 共用施設の維持管理は甲が行うものとしその業務を戊に委託する。戊は甲との委託契約に基づき共用施設を維持管理し、電気、水道及び下水道料金に係る事務を処理するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲、乙、丙、及び丁は、共用施設にかかるの保守点検、清掃及び修繕等に要する経費（以下「管理費」という。）を次により算定した割合で負担するものとする。

電 気	均等割
水 道	各専用施設ごとの前年度上半期水道使用量実績で按分
下水道	各専用施設ごとの前年度上半期水道使用量実績で按分

(2) 平成11年度の負担割合については、前項の規定にかかわらず次に定める割合により負担するものとする。

区 分	甲	乙	丙	丁
管理費	40	30	15	15

(管理費の調整)

第5条 戊は、毎年10月末までに翌年度における管理費等の予定額を調整し甲、乙、丙、丁に通知するものとする。

(管理費の負担方法)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、前条の規定により決定した負担額を毎年度当該施設の維持管理経費に計上し、各専用施設の維持業務の委託先等を通じて、管理費の支払い時期毎に負担割合に応じた額を戊に支払うものとする。

(専用施設にかかる電気・水道・下水道使用量)

第7条 乙、丙、丁の専用施設にかかる電気及び水道使用量は、毎月戊が検針する専用子メーターの数値とする。甲の専用施設にかかる使用量は親メーターの表示する使用量から乙、丙、丁の使用量及び共用施設の運転に要する使用量を差し引いた数値とする。

(別紙 共用施設系統図参照)

(2)共用施設の運転に要する使用量は次のとおりとする。(別紙 使用量試算参照)

区 分	内 容	使 用 量
電 気	(1)水道圧力ポンプ	*水道使用量 1 m ³ あたり 0.1848 k w
	(2)汚水圧送ポンプ	*水道使用量 1 m ³ あたり 6.0033 k w
水 道	塩素計測用水	86 m ³ /月

*親メーターの数値から塩素計測用水を控除した数値

(3) 共用施設の運転に要する電気及び水道使用量は、甲、乙、丙及び丁がそれぞれの専用施設の当該月水道使用実績により按分して負担するものとし、各専用施設の電気及び水道使用量に加算するものとする。

(料金の計算式)

第8条 電気・水道・下水道料金の計算式は次のとおりとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{管理者別} \\
 \text{料 金} = \text{親メーターにより財団が} \\
 \text{料 金として支払う総額} \times \frac{\text{専用施設分} \\
 \text{使用量} + \text{共用施設分} \\
 \text{使用量 (按分)}}{\text{親メーターの表示する月間使用量}}
 \end{array}$$

(電気・水道・下水料金の支払方法)

第9条 園地全体にかかる電気、水道及び下水道料金は戊が一括して支払い、甲、乙、丙及び丁は、施設管理者にかかる料金として、前条の規定により戊が計算した料金を戊に支払うものとする。

(協定外の事項)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたとき、又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、平成11年4月1日から効力を発するものとする。

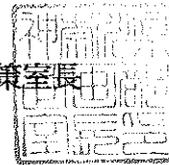
この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成11年 4月 1日

甲 神奈川県丹沢大山公園管理事務所長



乙 神奈川県企画部水資源対策室長



丙 神奈川県教育庁スポーツ課長



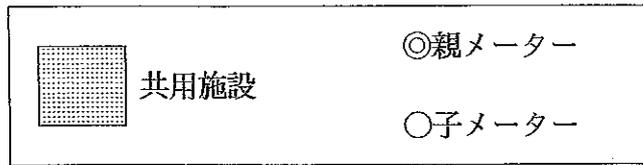
丁 清川村長



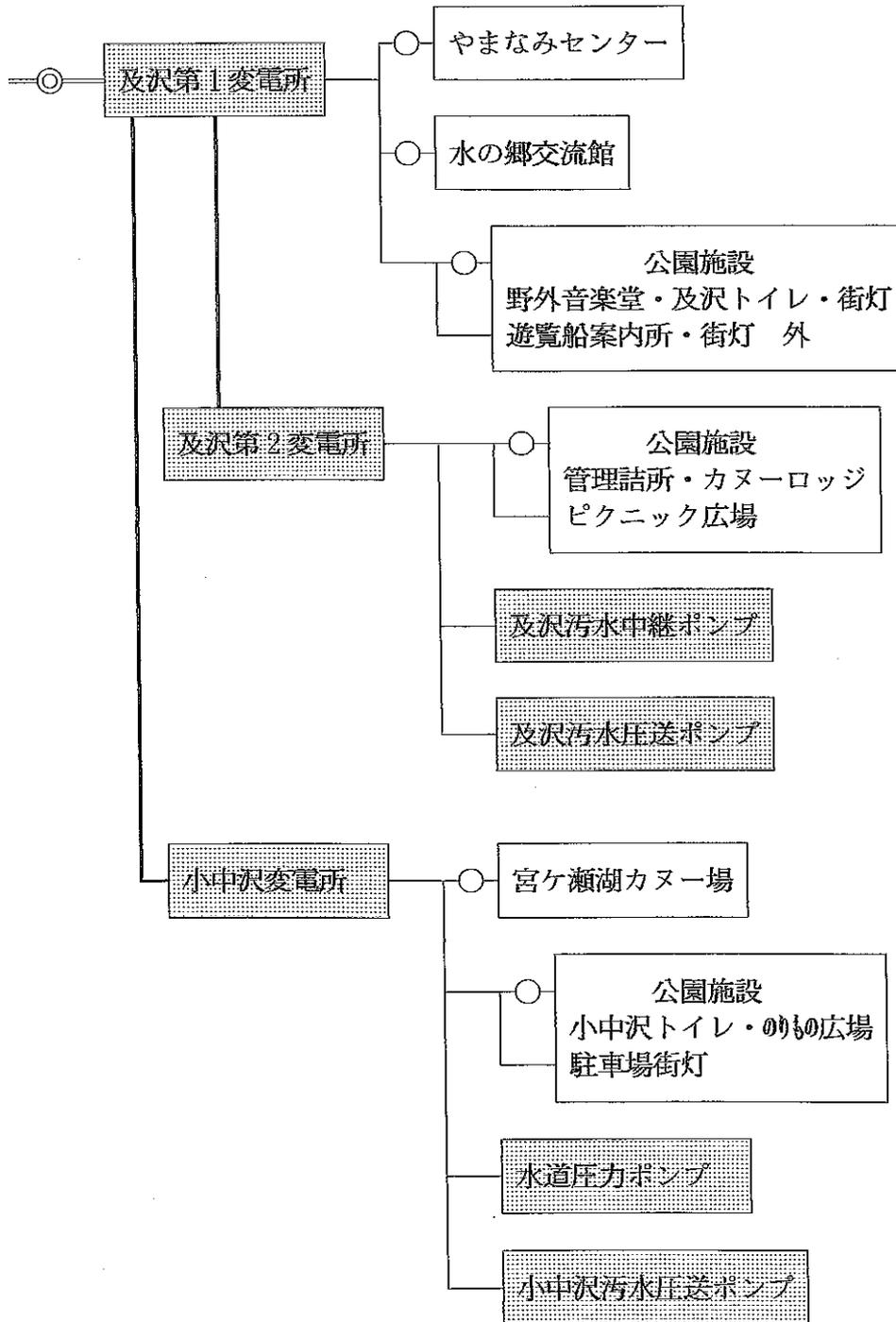
戊 財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長



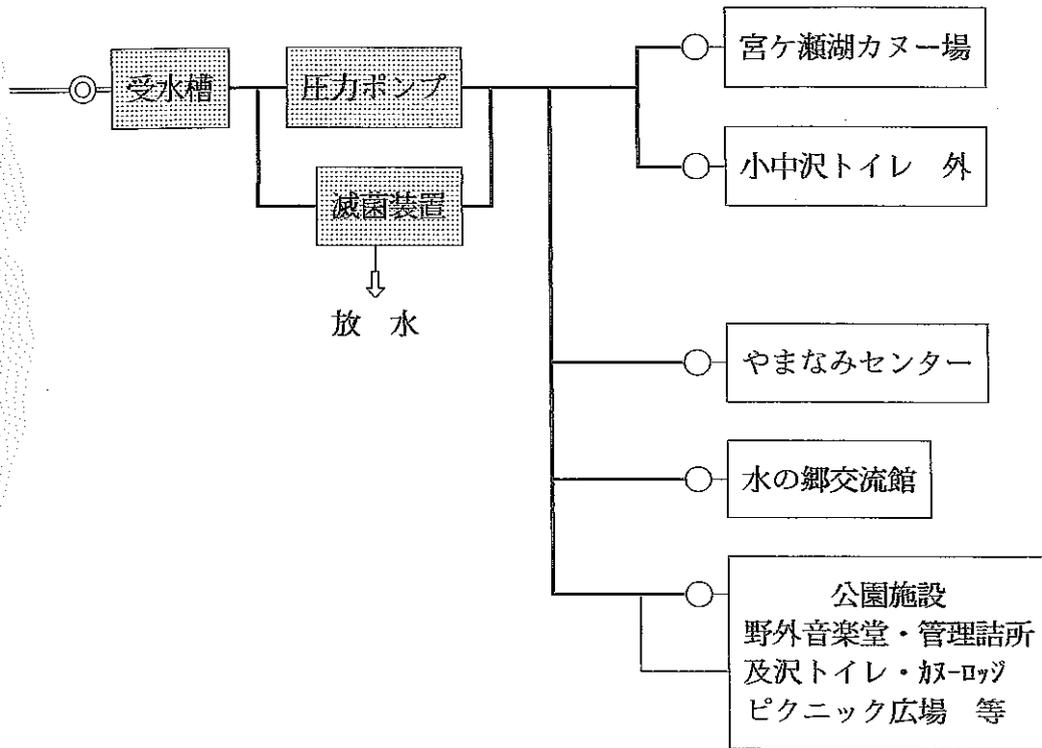
共用施設系統図



【 電 気 】



【 水 道 】



共用施設の運転に要する使用量試算

(電 気)

(1) 水道圧力ポンプ

○ポンプ能力 $0.62 \text{ m}^3/\text{min} \times 60 = 37.2 \text{ t/hr}$
 出力換算 $5.5 \text{ kw} \times 1.25 = 6.875 \text{ kw}$
 水道使用量 1 m^3 当たり消費電力 0.1848 kw

(2) 汚水圧送ポンプ (及沢、小中沢共通)

○ポンプ能力 揚程 (高低差) 22.4 m
 吐出量 $0.739 \text{ m}^3/\text{min} \Rightarrow 44.3 \text{ t/hr}$
 出力 $4.925 \text{ kw} \Rightarrow 295.5 \text{ kwhr}$
 汚水排出量率 90%
 水道使用量 1 m^3 当たり消費電力 6.0033 kw

(水 道)

滅菌装置計測用水量

$2 \text{ l/min} \Rightarrow 2,880 \text{ l/day} \Rightarrow 86 \text{ m}^3/\text{月}$